

身分証明書の所持の有無によるターミナルゲートにおける本人確認等の方法

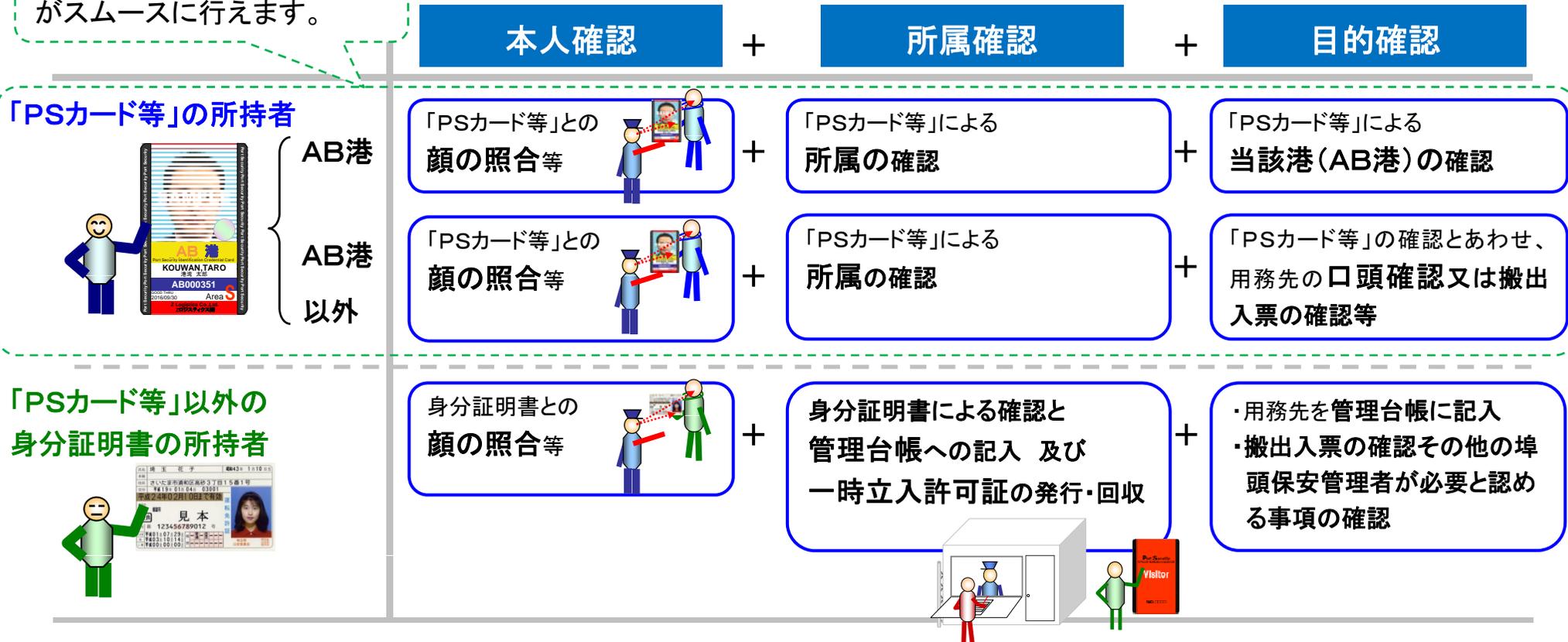
○ 国土交通省告示第251号(平成22年3月30日)に基づき、各国際埠頭施設の埠頭保安規程が見直された後、ターミナルゲートにおいて、原則として制限区域に立ち入ろうとする全ての者に対し3点確認が実施されることとなります。

3点確認

- 本人確認: 身分証明書の写真等との照合により、本人であることを確認すること
- 所属確認: 身分証明書の情報により、所属する事業者を確認すること
- 目的確認: 搬出入票の確認等により、立入りの目的について確認すること

本人確認・所属確認は、PSカード又はそれと同等と認められる身分証明書(PSカード等)により実施

PSカード等により、3点確認がスムーズに行えます。



(注) 身分証明書を所持していない場合は、各ターミナルゲートにおいて、別途手続きが必要になります。